

## 上海自貿区臨港新エリアの外貨管理実施細則を公布、 クロスボーダー貿易投資試行内容を明確化

国家外貨管理局上海市分局は2022年1月28日、「<<中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリアのクロスボーダー貿易投資ハイレベル開放に向けた外貨管理改革試行実施細則>>印刷・公布に関する通知」（上海匯発[2022]4号、以下、本実施細則）を公布・実施しました。

国家外貨管理局は、年初、上海自貿区臨港新エリア・広東自貿区南沙新区エリア・海南自貿港洋浦経済開発区・浙江省寧波市北侖区などの地域におけるクロスボーダー貿易投資ハイレベル開放試行の13措置を発表しました※。本実施細則は、上海市分局が当該措置の上海自貿区臨港新エリア（以下、試行地域）における具体的内容を規定したものです。

本実施細則により、中小零細ハイテク企業を対象とした外債限度額利便化試行、多国籍企業向け人民元・外貨一体型プーリング試行などの資本項目9措置、優良企業向け経常項目資金の受払利便化などの経常項目4措置、および期中・事後の監督管理とリスク防止の強化が明確化されました。

なお、本実施細則に添付されているオペレーションマニュアルの詳細は、以下のサイトをご参照ください。

<http://www.safe.gov.cn/shanghai/2022/0129/1715.html>

※ 詳細は、SMBC (CHINA) NEWS【2022】4号ご参照。

### 1. 本実施細則の主な措置

#### 資本項目措置

- ① 外債限度額の利便化試行（詳細は以下2. ご参照）
  - ・ 試行地域の条件に合致する中小零細ハイテク企業は、一定の限度額内（最高500万米ドル相当）で実際の経営ニーズに基づく自主的な外債借入が可能
- ② 投資ファンドによるクロスボーダー投資試行
  - ・ 適格外国人有限責任組合（QFLP）による、持分・債権などの形式を通じた、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）以外への国内での投資活動を許可（不動産企業などへの投資を除く）
  - ・ 適格国内有限責任組合（QDLP）による国家の政策・規定に合致する対外持分・債権投資を許可
- ③ クロスボーダー資産譲渡業務の穏当な開放
  - ・ 試行地域の銀行・代理機関による規定に基づく銀行の不良債権・トレードファイナンスなどの与信資産業務の対外譲渡を許可
- ④ 多国籍企業人民元・外貨一体型プーリング業務試行の実施（詳細は以下3. ご参照）
  - ・ 多国籍企業は、自社の経営および管理ニーズに基づき、国内外の人民元・外貨資金の集中運用管理、資金の集約および余剰・不足の調整、経常項目資金集中受払・ネットティングなどの業務を実施

## ⑤ 外商投資企業の国内再投資の登記免除\*

- ・ 現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に違反しておらず、かつ国内の投資プロジェクトが真実でコンプライアンスに準拠しているという前提で、外商投資企業（外商投資不動産企業を除く）が試行地域において国内持分再投資を行う場合、被投資企業または持分譲渡者は、国内再投資受入登記が不要

## ⑥ 一部資本項目外貨業務登記の銀行での実施\*

- ・ 試行地域内の条件に合致する非金融企業（不動産企業・地方政府融資プラットフォーム・ファイナンスリース会社・融資性担保会社・商業ファクタリング会社などを除く）の対外貸付・外債・クロスボーダー担保・国外上場・従業員向けストックオプション・国外ヘッジなどの外貨業務の登記は、上海市分局の管轄内の銀行が直接取扱可能

## ⑦ 資本項目収入の使用範囲の拡大

- ・ 試行地域の非金融企業（不動産企業および地方政府融資プラットフォームを除く、以下同様）の資本項目収入（外商投資直接投資に係る資本金・外債資金・国外上場による調達資金などを含む）は、原則、経営範囲内で真実に自ら使用
- ・ 直接または間接的な企業の経営範囲外または国家の法律・法規の禁止する支出のための使用不可、直接または間接的な証券投資のための使用不可、直接または間接的な非自社用不動産の建設・購入または不動産企業・地方政府融資プラットフォームへの投融資提供のための使用不可
- ・ 資本項目一人民元転支払待機口座の管理要求を取り消し、試行地域の非金融企業の国内再投資金受取以外の資本項目外貨収入の任意人民元転代り金は、同名義の人民元口座に直接振替が可能

## ⑧ クロスボーダー投融資における通貨一致要求の適度な緩和

- ・ 試行地域の非金融企業の外債・クロスボーダー担保・対外貸付・直接投資などの業務のクロスボーダー流出入通貨一致の制限を適度に緩和し、合理的なニーズのある場合、契約締結・流入・流出の各段階における通貨の自主的な選択を許可
- ・ クロスボーダー投融資における人民元使用を奨励

## ⑨ 対外貸付上限の適度な引き上げ

- ・ 試行地域の非金融企業の対外貸付規模の上限を純資産×0.5から純資産×0.8に引き上げ

### 経常項目措置

## ① 優良企業の経常項目資金受払の利便化

- ・ 条件に合致する試行銀行は、顧客からの指示に基づき、試行地域内に登録する優良企業のために経常項目関連外貨業務を取扱可能

## ② 銀行による新型国際貿易決済の最適化を支持

- ・ 試行銀行は、試行地域の企業の真実かつコンプライアンスに準拠した新型国際貿易に係る外貨受払業務（越境EC・保税メンテナンス・新型オフショア国際貿易など）を自主的に取扱可能

## ③ 貿易受払のネットینگ企業範囲の秩序立った拡大

- ・ 試行地域の企業が国外の取引相手と経常項目外貨業務を行う場合、試行銀行は、当該企業のためにネットینگを取り扱い、併せて国際収支申告の関連規定に基づき実際の受払データおよび復元データの申告を実施可能

## ④ 貨物貿易特殊外貨返金の登記免除

- ・ 試行銀行は、試行地域の企業のために返金日と元の受取/支払日の間隔が180日（180日を含まない）以上または特殊な事情で元のルートで返金することができない貨物貿易返金業務を直接取扱可能、当該企業は、外管局での事前登記不要

**期中・事後監督管理およびリスク防止コントロール**

- 外管局は、法に基づき試行企業・銀行などの金融機関に対して監督管理を行い、各種外貨業務・モニタリングシステムにより、統計モニタリング分析・オフサイト検査・オンサイト検査などの方式を総合的に運用して、期中・事後監督管理を強化
- 試行企業・銀行などの金融機関は、業務の真実性・コンプライアンス性に関わる文書・エビデンス（電子エビデンスを含む）などを検査に備えて5年間保管（別の規定がある場合を除く）

※ 外管局の資本項目情報システムのアップデート完了後に実施

**2. 外債限度額の利便化試行**

試行内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録地が試行地域で、独自の知的財産権を有し、技術・工程が先進的で市場の見通しが良好な純資産の規模が比較的小さい、条件に合致する試行企業は、実需原則に基づき、一定の限度額内（最高で500万米ドル相当）で外債借入が可能</li> </ul>
試行企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 試行地域に登録、かつ実際の経營業務活動がある非金融企業（不動産企業・政府融資プラットフォーム・ファイナンスリース会社・融資性担保会社・商業ファクタリング会社などを除く）</li> <li>● ≪ハイテク企業認定管理弁法≫（国科発火[2016]32号）の認定条件に合致、かつ関連部門から認証資格を取得</li> <li>● 貨物貿易外貨受払名簿内の企業の場合、貨物貿易分類結果がA類</li> <li>● 直近2年に外貨規定違反の行政処罰記録がない（設立2年未満の場合、設立日以降）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 試行企業は、外管局上海市分局において本利便化政策に基づき外債契約締結登記の手続きが必要</li> <li>● 外債利便化の批准取得後、一年以内に外債を実行していない場合、外管局はその外債利便化の限度額を零に調整</li> <li>● 外債利便化の批准を受けた試行企業は、「全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデル」または「投注差管理モデル」による外債借入は不可</li> <li>● 試行企業の外債資金は、直接または間接的な企業の経営範囲外または国家の法律・法規の禁止する支出のための使用不可、直接または間接的な証券投資のための使用不可、直接または間接的な非社用不動産の建設・購入または不動産企業・地方政府融資プラットフォームへの投融資提供のための使用不可</li> <li>● 借入済みで未返済の外債残高は当該試行の限度額を占用</li> </ul>

**3. 多国籍企業による人民元・外貨一体型プーリング業務試行**

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多国籍企業の経営・管理ニーズに基づく、国内外の人民元・外貨資金の集中運用管理、資金の集約および余剰・不足の調整、経常項目資金集中受払・ネットティングなど</li> </ul>
業務主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主幹企業 多国籍企業から授權されて、主体業務の備案、実施、データ送信・報告、状況のフィードバックなどの職責を履行する独立法人資格を有する国内の一人</li> <li>● メンバー企業 多国籍企業内部で相互に直接または間接的に持分を保有している、独立法人資格を有する国内外の各会社（分公司および主幹企業との直接または間接的な持分関係はないが同一の母社に持分支配されている兄弟会社も可）</li> </ul>

メンバー企業の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内メンバー企業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度の営業収入の合計が 100 億元を下回らない</li> <li>・ かつ前年度の人民元・外貨の国際受払規模の合計が 70 億元を下回らない</li> <li>・ 直近 2 年のクロスボーダー業務の実施過程で重大な法律・規定違反行為がない※1</li> <li>・ 貨物貿易外貨受払名簿内の企業の場合、貨物貿易分類結果が A 類、かつ輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストに列挙されていない※1</li> </ul> </li> <li>● 国外メンバー企業                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度の営業収入の合計が 20 億元相当を下回らない</li> <li>・ ≪国外投資対象のさらなる指導および規範化に関する指導意見≫（国弁発[2017]74号）の制限類・禁止類の国外投資企業でない</li> </ul> </li> <li>● 共通事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>国際連合安全保障理事会の制裁決議に違反する状況がない※1</li> </ul> </li> </ul>
限度額管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外管局は、双方向マクロプルーデンス管理を実行</li> <li>● クロスボーダーネット流入額は備案済の外債集中限度額、同ネット流出額は備案済の対外貸付集中限度額を超過不可</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜外債集中限度額＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <math display="block">\text{純資産}^{\ast 2} \times \text{クロスボーダー融資レバレッジ率 (2)} \times \text{マクロプルーデンス調節係数 (1)}</math> </div> <p style="text-align: center;">＜対外貸付集中限度額＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <math display="block">\text{純資産}^{\ast 2} \times \text{対外貸付レバレッジ率 (0.8)} \times \text{マクロプルーデンス調節係数 (1)}</math> </div>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関（財務会社が主幹企業となる場合を除く）・地方政府融資プラットフォーム・不動産企業は、主幹/メンバー企業として当該業務への参加不可</li> <li>● 財務会社が主幹企業の場合、外債・対外貸付の限度額集中への参加不可</li> <li>● 外債・対外貸付の限度額集中に参加するメンバー企業は、関連業務を自らで取り扱うことはできない</li> </ul>

※1 経常項目資金集中受払およびネットィング業務のみを行う場合の条件

※2 プーリングに計上すべき純資産=Σ（主幹企業および集中に参加する国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産）

以 上

## ご照会先

**上海本店**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心11階  
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号  
上海万都中心12階 1、12、13号  
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心15階15T21室  
TEL : 86-(21)-3860-9000

**瀋陽支店**

瀋陽市瀋河区青年大街1号  
市府恒隆広場16階1606室  
TEL : 86-(24)-3128-7000

**北京支店**

北京市朝陽区光華路1号  
北京嘉里中心北楼16階1601号室  
TEL : 86-(10)-5920-4500

**天津支店**

天津市和平区南京路189号  
津匯広場2座12階  
TEL : 86-(22)-2330-6677

**蘇州支店**

蘇州市高新区獅山路28号  
蘇州高新国際商務広場12階  
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区  
蘇州大道西2号 国際大廈16楼  
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開発区  
東南大道33号 科創大廈8楼  
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市前進東路399号  
台協国際商務広場2001-2005室  
TEL : 86-(512)-3687-0588

**杭州支店**

杭州市下城区延安路385号  
杭州嘉里中心2幢5階  
TEL : 86-(571)-2889-1111

**広州支店**

広州市天河区珠江新城華夏路8号  
合景国際金融広場12階  
TEL : 86-(20)3819-1888

**深圳支店**

深圳市福田区中心四路1号  
嘉里建設広場2座23階  
TEL : 86-(755)-2383-0980

**重慶支店**

重慶市江北区慶雲路1号  
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18  
TEL : 86-(23)-8812-5300

**大連支店**

大連市西崗区中山路147号  
申貿大廈4楼-A室  
TEL : 86-(411)-3905-8500

## SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。